

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における審判・裁判についての制度  
及び統計分析に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 5. 1. 4 韓国における特許・実用新案・意匠に関する審判制度

### (1) 無効審判について

無効審判において手続できる期間について、未回答 64 者(70.3%)を除くと、「どちらとも言えない」と回答した者は 24 者(26.4%)で最も多かった。その理由として、「延長制度があれば特に不満はない。」という意見があった(Q23 回答参照)。

特許の登録公告日から 3 か月内に無効審判を請求した経験について、未回答 62 者(68.1%)を除くと、ほとんどの者(30.8%)が「経験がない」と回答した(Q24 回答参照)。

上記公告日から 3 か月以内とそうでない場合の違いに関してほとんど未回答(95.6%)であったが、残り 4 者(4.4%)は、「分からない」と選択した(Q25 回答参照)。

無効審判の運用における感想は、「韓国では無効審判の成功率が高い。この理由の一つは、請求項の訂正の自由度が低いことにある。訂正請求は、構成の要件を追加する場合、新たな効果として認められ、厳しいと感じた。」又は「侵害事件の裁判と並行している場合でも、裁判の進行をあまり考えてくれない。審理期間が長すぎるように思う。」という意見があったが、「長所としては、面談を取り入れていること、また、技術説明会が重んじられているように感じた。」という回答もあった(Q26 回答参照)。

### (2) 拒絶査定不服審判について

再審査と拒絶査定不服審判の選択について、「拒絶査定不服審判」を選択すると回答した者は、40 者(44%)であり、「再審査」を選択すると回答した者は、17 者(18.7%)であった。「再審査」を選択すると回答した理由は、「審判請求と同時に補正を行うことが多いため」ということである。「拒絶査定不服審判」を選択すると回答した理由は、「合議体による判断が下されるから」という意見があった(Q27 回答参照)。

手続できる期間について、「どちらとも言えない」と回答した者がもっとも多く 56 者(56.0%)であった。その理由として、「延長制度があれば特に不満はない」という意見があった(Q28 回答参照)。

拒絶査定不服審判の運用における感想は、「審判請求後の補正に対する制限が厳しい」という少数意見があったが、「審決を確定するまでの分割出願が可能であることは、日本も取り入れてほしい。」又は「再審査制度は、出願人の選択肢が増えるため、良いと思う。」という回答があった(Q29 回答参照)。

### (3) その他

権利範囲確認審判の利用経験について、79者(86.85)は、利用したことが「ない」と回答した。利用したことが「ある」と回答した者は、1者のみであった(Q30回答参照)。

上記審判の結果を利用した経験について、すべての回答者は、「未回答」(97.8%)又は「利用しなかった」(2.2%)と回答した(Q31回答参照)。

優先審判及び迅速審判の利用経験について、すべての回答者は、「未回答」(14.3%)又は「利用したことがない」(85.7%)と回答した(Q32回答参照)。

審決書に記載の理由について、未回答33者(36.3%)を除くと、「悪い」と「どちらとも言えない」と回答した者は、それぞれ5者(5.5%)、52者(57.1%)であった。「どちらとも言えない」と回答した理由は、「経験が少ない」ということであった(Q33回答参照)。

日本と比較した中国の審判制度についての感想は、「拒絶査定不服審判において拒絶審決の前に必ず拒絶理由が通知されるため、補正及び反論の機会が与えられた。」や「口頭審理においてプレゼンテーションを行うなど、審判官にアピールする機会があった。」という長所がある一方、「正当な理由がないと期間の延長が認められない。」や「無効審判の訂正要件が厳しすぎる。」という短所もあるという回答があった(Q34回答参照)。

日本と比較した韓国の審判制度についての感想は、「再審査と審判の2つの選択肢がある。」や「審判請求してから前置審査の前に審査官との面談ができること、及び補正可能期間内に、その面談結果を反映した補正をすることができること」との長所がある一方、「拒絶査定不服審判の容認率が低い」、「再審査を請求して、拒絶査定となった後の補正制限が厳しい」という短所があるという回答があった(Q34回答参照)。

日中韓における審判制度に関するその他の意見では、中国に対する意見は、「拒絶査定不服審判において面談や技術説明の機会が欲しい」や「拒絶査定不服審判において日本のような前置報告又は審尋があると良い」という回答があった。韓国の審判制度に対する意見は、「拒絶査定不服審判において日本のような前置報告又は審尋があると良い」という回答があった。日本の審判制度に対する意見は、「拒絶理由通知を出さない指針が変わりつつある。それにより、もう一回見直す機会が与えられ、審判請求後の特許査定、請求成立の確率が向上している。」という回答があった(Q35回答参照)。

無効審判における口頭審理については、日本に対して「審判長によって進行の行方が大きく異なる。」、中国に対して「口頭審理で十分に主張、反論することができたが、審決がなされるまでの審判官の心証を示さないことが多い」、韓国に対しては、「日本とあまり変わらない。」という回答があった(Q35回答参照)。

中国における商標に関する審判等の運用についての感想は、無効審判において「ほとんどすべての証拠に公正を要求するのが厳しい」や「審査に時間がかかりすぎる上、審査結果の連絡やデータベースへの反映が遅い」、拒絶査定不服

審判において「請求期間は、在外者にとって、15日と短期間であり、検討する期間が非常に短い」や「証拠等を追加できる期間は、審判請求後3か月であるが、これを過ぎて提出しても考慮してもらえる点において評価できる。」、取消審判において、「不使用取消審判において、答弁書の副本が請求人に送達されないことがある。」、異議申立において「異議申立は、評審委員会での審理としてほしい」という回答があった(Q36回答参照)。

韓国における商標に関する審判等の運用についての感想は、無効審判において「日本と同様に審理は綿密であり、手続に信頼性がある。」、拒絶査定不服審判において「審査に時間がかかりすぎる上、審査結果の連絡やデータベースへの反映が遅い」、取消審判において「出願日に遡って出願を維持することができるようにしてほしい」、異議申立てにおいて「審理が迅速(約半年)である。」という回答があった(Q36回答参照)。